

令和 6 年 9 月 18 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

設置者 住所 鹿児島市郡山町 4092 番地 6

代表者職名・氏名 社会福祉法人 八重山会

理事長 北郷 利美

施設(事業所)名 ときわの家

管理者名 武田 和也

施設(事業所)名 第二ときわの家

管理者名 昌田 省吾



## 改善計画書

令和 6 年 8 月 19 日付け障福第 457 号で通知のあった事項について、次のとおり提出します。

指導事項	改善結果(改善結果を具体的に記入の上、今後の対応を記載すること。)
(1)虐待を行った職員に対する法人内の調査・処分結果等を報告すること。	(1)令和 6 年 6 月に、面接調査を行い、虐待に関与した職員 14 名に注意処分、職員 2 名に戒告処分を行いました。 (2)ときわの家及び第二ときわの家施設長は、令和 6 年 3 月末で退任しました。 (3)令和 5 年 11 月当時、支援課長だった 2 人については、始末書を提出し、管理職手当の 2 分の 1、6 月から 3 月分自主返納(減額支給)しました。 (4)令和 5 年 11 月当時、副施設長だった者についても、始末書を提出し、管理職手当全額を 6 月から 3 月分自主返納(減額支給)しました。
(2)虐待を受けた障害者の保護者等への連絡・謝罪の実施状況について報告すること。	(1)虐待を受けた障害者の保護者等への連絡・謝罪は、終了しました。
(3)家族会等及び理事会、評議員会への当該虐待事案と再発防止策の説明状況を報	(1)令和 6 年 3 月 29 日ときわの家家族会主催の会合で、当該虐待事案を、概略説明しました。 (2)令和 6 年 8 月 22 日、ときわの家家族会会长中村一馬氏

告ること。	<p>へ当該虐待事案と再発防止策を説明しました。</p> <p>(3)令和6年8月24日第二ときわの家家族へ虐待事案と再発防止策を説明しました。</p> <p>(4)令和6年8月30日、理事会（評議員5名参加）で虐待事案と再発防止策を説明しました。</p> <p>(5)令和6年9月2日、評議員会（決議の省略）により虐待事案と再発防止策を説明しました。</p>
(4)組織内の報告・連絡・相談体制の周知を徹底するほか、職員の配置転換を含めた人員体制の見直し等、虐待を生じさせない組織づくりに向けた抜本的な改善策を講ずること。	<p>(1)組織内の報告・連絡・相談体制を徹底します。</p> <p>ときわの家と第二ときわの家間の人事異動を定期的に行います。虐待を生じさせない組織づくりに向けた改善策を考えます。（予定：令和7年3月まで）</p>
(5)定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する外部講師等による職員研修を実施するとともに、法人外において実施される各研修会に職員を参加させる等により、幹部職員の意識改革を含めた職員の資質向上を図る措置を講じること。	<p>(1)定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する外部講師等による職員研修を実施するようにします。</p> <p>令和6年9月25日と10月4日に虐待防止研修会を開催予定です。</p> <p>法人外において実施される各研修会に職員を参加させる等により、幹部職員の意識改革を含めた職員の資質向上を図るようにします。</p>
(6)障害者の人権保護に向け管理者が率先して行動するとともに、利用者への支援技術や障害特性を踏まえた適切なコミュニケーションの取り方等について、職員に対する助言・指導をきめ細やかに行うなど職場環境の改善に努めること。	<p>(1)施設長及び副施設長は、午前午後の定期的に、支援現場に直接足を運び、支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握した上で、職員とのコミュニケーションを深めて、利用者への支援技術や障害特性を踏まえた適切なコミュニケーションの取り方等について、職員に対する助言・指導をきめ細やかに行うよう努めます。</p>
(7)障害者支援施設における地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」の開催及び会議の構	<p>(1)「地域連携会議」を開催できるように準備します。その会議の構成員が事業所を見学する機会を設けるようにします。</p> <p>（開催予定 令和7年2月）</p>

成員が事業所を見学する機会の設定をはじめ、第三者による評価を受けることを検討するなど、施設運営に係る透明性の確保に積極的に取り組むこと。	
(8)理事長及び施設長の施設運営に係る役割と責任を明確化し、適切な施設運営を図ること。	理事長は、法人運営全般の総括を行い、施設長は現場の責任者（所管施設の管理、運営の統括）と役割・責任を明確化します。具体的には、理事長の専決事項の一部を施設長専決事項へ変更し適切な施設運営を図ります。
(9)理事会及び評議員会の機能を高め、ガバナンスを強化すること。	(1)理事会では、各理事はそれぞれに経営者であり、理事の業務の執行を監督します。また、連帯責任があることを再確認します。そして、理事に対し研修を行うとともに次期改選期（令和7年6月）に合わせて、職員理事と員外理事の配置見直し等を図ります。評議員会が法人運営の基本ルール、体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する機能を十分発揮できるよう評議員に研修を行い、ガバナンス強化を図ります。 (2)令和6年12月の理事会開催日に、理事と評議員への研修会を開催予定です。
(10)見守りカメラの増設等を検討すること。	(1)見守りカメラを22台増設するようにいたします。（令和6年9月20日、21日に工事予定です。）
(11)職員の勤務時間等の待遇について、改善する方策を検討すること。	(1)業務や職員シフトを見直し、令和6年6月1日からタイムカードを導入し、労働時間を客観的な方法で把握して、待遇改善を図りました。
(12)基準に基づき、事故が発生した場合は、事故報告書を速やかに市に提出すること。	(1)基準に基づき、事故が発生した場合は、事故報告書を速やかに市に提出します。
(13)障害者虐待防止法に基づく市町村への通報義務について遵守すること。	(1)障害者虐待防止法に基づく市町村への通報義務について遵守します。